

人材確保・課題解決に向けた班長への勤勉手当の加算について（案）

1. 概 要

業務の安全及び能率的な運営を図るために班員の指導及び連絡調整等、特に必要とされる役割を担う班長について、人材確保・課題解決に向けた勤勉手当加算の対象とする。

2. 実施内容

（１）勤勉手当の支給月数の加算

対 象 者	班長としての人事評価結果（能力評価及び業績評価に基づく総合評価）が「期待どおり」以上であった職員
反映時期	評価期間（４月～３月）の翌年度の６月期・１２月期
加算月数	＋０．０５ 月／回

※ 職務段階別加算における班長の取扱いは、従前のおり変更なし。

（２）班長に対する査定昇給上の取扱いの廃止

「（１）勤勉手当の支給月数の加算」を踏まえて、班長に対する現行の査定昇給上の取扱いを廃止する。また、査定昇給による効果を受けている班長については、相当する号給を調整のうえ査定昇給を行う。

3. 実施時期

（１）については、令和 8 年 6 月期の勤勉手当より（令和 7 年度の人事評価結果を反映）

（２）については、令和 8 年 7 月の査定昇給より

※令和 7 年 7 月の査定昇給は従前の取扱いとする。

4. 経過措置

制度の切り替えに伴い、従前の給与水準を下回る職員については、制度見直しの経過措置として、令和 11 年 6 月末までの 3 年間に限り、査定昇給による効果を維持する。

ただし、給与制度の見直しにより経過措置の見直しが必要な場合には、改めて協議を行う。